

参考様式2 (規則第22条関係)

水質検査結果証明書 (参考)

年 月 日

様

発行番号
 登録事業番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分)

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表1又は日本工業規格 K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61.2、61.3又は67.4
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3
PCB	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表4
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表5第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表5第1又は第2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3又は67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34.1又は34.1c及び昭和46.環告第59号付表6
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3又は47.4
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:				